

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 20 日まで
A社B工場で勤務していた期間については、既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の表面には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の文字が記されている上、裏面には「脱退」の文字とともに、支給対象期間、月数及び支給金額が記されており、記載内容はオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和49年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から 12 年 9 月まで

私はA社で、平成 14 年度まで 2,000 万円から 3,000 万円の所得があり、確定申告をしていた。申立期間について報酬が減額されていることは無いので、会社は倒産して関係書類は残っていないが、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「標準報酬月額が下がってまた上がっているのは不自然であり、報酬はもっと高いはずである。」と申し立てている。

しかし、申立人はA社の事業主であり、「他の従業員も含め給料は私が決定していたが、申立期間当時、私も他の従業員についても給料を減らした記憶は無い。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人を含め 14 人が、平成 11 年 1 月に標準報酬月額を低い額に改定されていることが確認できる。

また、平成 11 年 1 月に標準報酬月額を低い額に改定されている同僚から提出された申立期間当時の給与明細書を確認したところ、支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当該同僚は、当時業績が悪くなり給料が下がった旨の供述をしている。

さらに、申立人は、「A社は倒産しており、関係書類が全く残っていない。」と述べていることから、当時の資料は確認できない。

このほか、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して引き下げられた形跡も無い上、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 15 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 10 日まで

私は、平成 22 年に日本年金機構からのはがきを確認した際、申立期間については既に脱退手当金として支給済みの記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に脱退手当金の支給を意味する「脱」の文字が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前に勤務していたB社を退職した後に一時金を受給した記憶があり、受給後に厚生年金保険被保険者証を廃棄した旨を供述しているが、昭和 29 年 5 月 1 日以降における女性の脱退手当金の受給資格は、厚生年金保険被保険者期間が2年以上必要である一方、申立人の同社における被保険者期間が10 か月であることから、申立人には同社を退職後に脱退手当金の受給資格は無く、申立人の記憶は、申立期間に係る脱退手当金の受給であることがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の3回の被保険者期間とは別の番号となっており、脱

退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。